別紙１

現場代理人及び主任（監理）技術者兼任調書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受　　　注　　　者 | 株式会社○○建設 | | |
| 現場代理人氏名 |  | 連絡先 |  |
| 主任技術者氏名 |  | 連絡先 |  |
| 特例監理技術者氏名  ※監理技術者を兼任する場合 |  | 連絡先 |  |
| 兼任する工事１ | 工事番号 |  | |
| 工事名 |  | |
| 工事場所 |  | |
| 工期 |  | |
| 契約金額（税込） |  | |
| 発注機関 |  | |
| 監督員氏名 |  | |
| 監理技術者補佐氏名  ※特例監理技術者を配置する場合 |  | |
| 兼任する工事２ | 工事番号 |  | |
| 工事名 |  | |
| 工事場所 |  | |
| 工期 |  | |
| 契約金額（税込） |  | |
| 発注機関 |  | |
| 監督員氏名 |  | |
| 監理技術者補佐氏名  ※特例監理技術者を設置する場合 |  | |

１　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が兼任する場合に記入すること（兼任する部分を記入）。

２　設計変更により現場代理人を兼任する２件以上の工事が専任の主任技術者の設置を必要とする工事（１件当たりの契約金額（税込）が４，０００万円（建築一式工事の場合、８，０００万円）以上）となった場合は、「現場代理人及び主任（監理）技術者変更通知」により変更手続を行うこと。

３　主任技術者を兼任する２件以上の工事のうち、どちらか一方でも工事途中で下請契約の合計金額（税込）が４,５００万円（建築一式工事の場合、７,０００万円）以上となる場合は、兼任できなくなるため、注意すること。

４　現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼任させる工事の工事場所及び工事概要がわかる仕様書、図面、位置図（様式自由）等の兼任要件を満たすことが確認できる資料を添付すること。

５　施工に当たり相互に調整を要する工事（資機材の調達を一括で行う場合、工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等を含む。）の場合は、上記４に加え、施工計画書等の兼任要件を満たすことが確認できる資料を添付すること。

６　発注者が上天草市及び他の公共機関（国、地方公共団体、公社等）の工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼任させる場合は、発注者が兼任を承諾していることがわかる書類（工事打合簿等の写し）を添付すること。